

第 394 回三木市議会定例会提出議案の概要

第 394 回三木市議会定例会（令和 8 年 8 月 28 日開会）に提出する議案 19 件（条例関係 5 件、補正予算関係 5 件、決算の認定関係 7 件、その他 2 件）の概要は、次のとおりです。

1 条例関係

(1) 第 43 号議案 三木市環境保全負担金条例の制定について（環境政策課）

ア 制定理由

本市における環境負荷の低減を図り、持続可能な循環型社会の形成を推進するため、市外から持ち込まれる一般廃棄物（区域外搬入）を適正に管理し、処理業者に環境保全負担金を求めるに当たり、三木市環境保全負担金条例を制定する。

イ 制定内容

- (ア) 対象事業者、事業者の責務と手続き、環境保全負担金について規定する。
- (イ) 事業者との事前協議について規定する。

ウ 施行期日

- イ(ア) 令和 9 年 4 月 1 日
- イ(イ) 公布の日

(2) 第 44 号議案 三木市税条例の一部を改正する条例の制定について（税務課）

ア 改正理由

地方税法等の改正に伴い、三木市税条例の一部を改正する必要があるため。

イ 改正内容

(ア) 個人住民税関係

a 住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長

住宅借入金等特別税額控除の適用対象となる居住年及び期限を次のとおり改める。

	現行	改正後
居住年	令和 7 年末まで	令和 12 年末まで
適用対象の個人住民税	令和 20 年度分	令和 25 年度分

b 特定暗号資産取引に係る課税方法の見直し

特定暗号資産の譲渡等をした場合、その譲渡等による譲渡所得等については、他の所得と分離して 100 分の 5（市民税 100 分の 3、県民税 100 分の 2）の税率により課税する。（現在は雑所得として課税）

(イ) 固定資産税関係 免税点の見直し

家屋に係る免税点を 30 万円（現行：20 万円）に、償却資産に係る免税点を 180 万円（現行：150 万円）にそれぞれ引き上げる。

ウ 施行期日

イ(ア) a 令和 9 年 1 月 1 日

イ(ア) b 金融商品取引法及び資産決済に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 64 号）の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日

イ(イ) 令和 9 年 4 月 1 日

(3) 第 45 号議案 三木市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について（環境課）

ア 改正理由

令和 4 年 9 月に策定された「三木市使用料・手数料の見直し方針」に基づき、し尿処理手数料の見直しを行うことから、三木市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

(ア) し尿処理手数料を下記のとおり改定する。

種別	単位	現行	改定後
し尿	10 リットル	66 円	99 円
浄化槽清掃汚でい	10 キログラム	11 円	16 円
仮設便所	1 基・1 回	3,150 円	4,725 円

(イ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律を引用している規定について、項ずれの整理を行う。

ウ 施行期日

イ(ア) 令和 9 年 4 月 1 日

イ(イ) 公布の日

(4) 第 46 号議案 三木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について（市民課）

ア 改正理由

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正に伴い、在留外国人は、

在留カード又は特別永住者証明書に個人番号カードの機能を付加した「特定在留カード」又は「特定特別永住者証明書」の交付を受けることが可能となった。

本条例では、個人番号カードの交付を受けた者は、個人番号カードを使用して印鑑登録証明の申請をすることができる旨を規定していることから、個人番号カードの機能を有する「特定在留カード」又は「特定特別永住者証明書」の交付を受けた者についても、印鑑登録証明書の申請を行うことができるよう、三木市印鑑条例を改正する。

イ 改正内容

本条例における個人番号カードの規定に特定在留カード及び特定特別永住者証明書を含める。

ウ 施行期日

公布の日

**(5) 第 47 号議案 三木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
(消防本部予防課)**

ア 改正理由

今般、焼肉店等で使用される火気器具の周囲に設置される排気ダクトに起因する火災の発生状況等に鑑み、厨房設備等の基準に関する検討部会の検討結果を踏まえた国からの通知に基づき、三木市火災予防条例を改正する。

イ 改正内容

調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないよう適切に管理しなければならない旨を規定する。

ウ 施行期日

令和 9 年 4 月 1 日

2 補正予算関係 【別添「令和 8 年度 9 月補正予算(案)の概要」参照】

- (1) 第 48 号議案 令和 8 年度三木市一般会計補正予算(第 3 号)
- (2) 第 49 号議案 令和 8 年度三木市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)
- (3) 第 50 号議案 令和 8 年度三木市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)
- (4) 第 51 号議案 令和 8 年度三木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)
- (5) 第 52 号議案 令和 8 年度三木市学校給食事業特別会計補正予算(第 2 号)

3 決算の認定関係 【別添「令和 7 年度決算見込の概要」参照】

- (1) 第 53 号議案 令和 7 年度三木市一般会計歳入歳出決算の認定について

- (2) 第 54 号議案 令和 7 年度三木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- (3) 第 55 号議案 令和 7 年度三木市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- (4) 第 56 号議案 令和 7 年度三木市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (5) 第 57 号議案 令和 7 年度三木市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (6) 第 58 号議案 令和 7 年度三木市水道事業会計決算の認定について
- (7) 第 59 号議案 令和 7 年度三木市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

4 その他

(1) 第 60 号議案 工事請負変更契約の締結について（経営管理課）

公共施設照明 LED 化業務に係る変更契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年三木市条例第 4 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるもの。

(2) 第 61 号議案 土地の処分について（財政課）

自治会に対し土地を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるもの。

令和8年度9月補正予算（案）の概要

吉川地域における施設一体型小中一貫校の整備に向けた基本設計および実施設計業務、並びによかわアフタースクールの運営における民間活力の導入に係る債務負担行為を設定するとともに、本年6月の豪雨により被災した農地の早期復旧など、緊急を要する経費について補正予算を編成しました。

1 予算の規模

(単位：千円)

会 計 名 (補正号数)	補正前の額	補正額	計
一 般 会 計 (第3号)	39,602,201	235,643	39,837,844
国民健康保険特別会計(第1号)	8,388,000	118,490	8,506,490
介護保険特別会計(第1号)	8,477,000	100,334	8,577,334
後期高齢者医療事業特別会計(第1号)	2,140,000	42,338	2,182,338
学校給食事業特別会計(第2号)	355,000	350	355,350

2 補正予算（案）の主な内容

【一般会計】

(1) 吉川地域における施設一体型小中一貫校の整備 【債務負担行為】

[教育振興部 小中一貫教育推進室]

吉川地域における施設一体型小中一貫校の整備に向け、本年8月末に策定予定の基本計画に基づき、公募型プロポーザルにより基本設計および実施設計業務を実施する事業者を決定するため、債務負担行為を設定し、公募手続きを進めます。

事 項	期 間	限度額
吉川地域における施設一体型小中一貫校整備に係る基本設計及び実施設計業務	令和8年度から令和10年度まで	294,500千円以内

(2) よかわアフタースクールへの民間活力の導入 【債務負担行為】

[教育振興部 教育・保育課]

よかわアフタースクールにおいて、民間活力を導入することで、持続可能で質の高いアフタースクール事業を運営するため、市内の社会福祉法人等に管理運営業務を委託します。

事 項	期 間	限度額
よかわアフタースクールの管理運営業務委託	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	14,800 千円以内

(3) 高齢者福祉センターバス運行業務 **【債務負担行為】**

[健康福祉部 高齢福祉課]

三木市立高齢者福祉センターに配備するバスの運行に支障が生じないように、早期に運転手を確保する必要があることから、債務負担行為を設定し、令和 9 年度から 3 年間の運行事業者を選定します。

事 項	期 間	限度額
高齢者福祉センターバスの運行業務委託	令和 8 年度から 令和 11 年度まで	36,000 千円以内

(4) 旧東吉川小学校 用地購入 **16,013 千円**

[教育総務部 教育施設課]

学校統合により廃校となった旧東吉川小学校の利活用を進めるにあたり、校舎の底地の一部に残っている借地を解消するため、当該用地の購入を行います。

(5) 農地等の災害復旧【国庫・県補助】 **28,200 千円**

[産業振興部 農地整備課]

本年 6 月の豪雨により被災した農地、農業用施設を早期に復旧します。

区 分	箇所数
農林業施設災害復旧事業	農地 5
	施設 5

(6) 消防団員安全装備品整備事業 **700 千円**

[消防本部 総務課]

大規模災害に対応する地域防災力の強化および消防団員の災害現場における安全確保を目的とし、消防団へ無線機器を追加配備します。

(7) 前年度決算剰余金を財政基金等に積立**178,495 千円**

[総務部 財政課]

三木市財政基金の設置、管理及び処分に関する条例に基づき、前年度決算剰余金の一部（1/2 以上）を財政基金に積み立て、残りの額は減債基金および公共施設整備基金に積み立てます。

令和 7 年度決算剰余金の額 178,495 千円**(8) その他の補正****12,235 千円**

(単位：千円)

内 容	補正額	所管課名
マイナンバーカードを活用した更生医療等のオンライン資格確認システムの改修	3,188	健康福祉部 障がい福祉課
特定親族特別控除の創設に伴う児童扶養手当システムの改修	2,324	健康福祉部 こども福祉課
東播用水土地改良事業費の増額	1,573	産業振興部 農地整備課
消防団活動消防施設整備補助金の増額	1,500	消防本部 総務課
公民館トレーニング機器の更新	3,650	教育総務部 生涯学習課

(9) 【歳入】 普通交付税額の決定に伴う補正など**△17,267 千円**

[総務部 財政課]

普通交付税を決定額に合わせて減額補正します。

また、令和 7 年度の決算剰余金の確定に伴い、繰越金を増額します。

(単位：千円)

名 称	当初予算額	補正額	補正後予算額
普通交付税	6,330,000	△195,761	6,134,239
繰越金	1	178,494	178,495

【特別会計】

(単位：千円)

会計名	補正額	補正内容	所管課
国民健康保険特別会計	118,490	前年度決算剰余金の積立 及び県交付金の返還	市民生活部 保険年金課
介護保険特別会計	100,334	国・県交付金の返還	健康福祉部 高齢福祉課 介護保険課
後期高齢者医療事業 特別会計	42,338	前年度決算剰余金の納付	市民生活部 保険年金課
学校給食事業特別会計	350	前年度決算剰余金の積立	教育総務部 教育施設課

令和7年度決算見込の概要



三木市 Miki City

目次

- 1 一般会計の決算総括
 - 2 一般会計の決算内訳
 - 3 一般会計の主な取組
 - 4 一般会計の市債残高と基金残高の推移
 - 5 財政健全化指標
 - 6 特別会計の決算
 - 7 企業会計の決算
- (参考1) 北播磨総合医療センター企業団の決算
- (参考2) 財政健全化の取組 (令和7年度実績)
- (参考3) 財政健全化の取組 (中間評価)

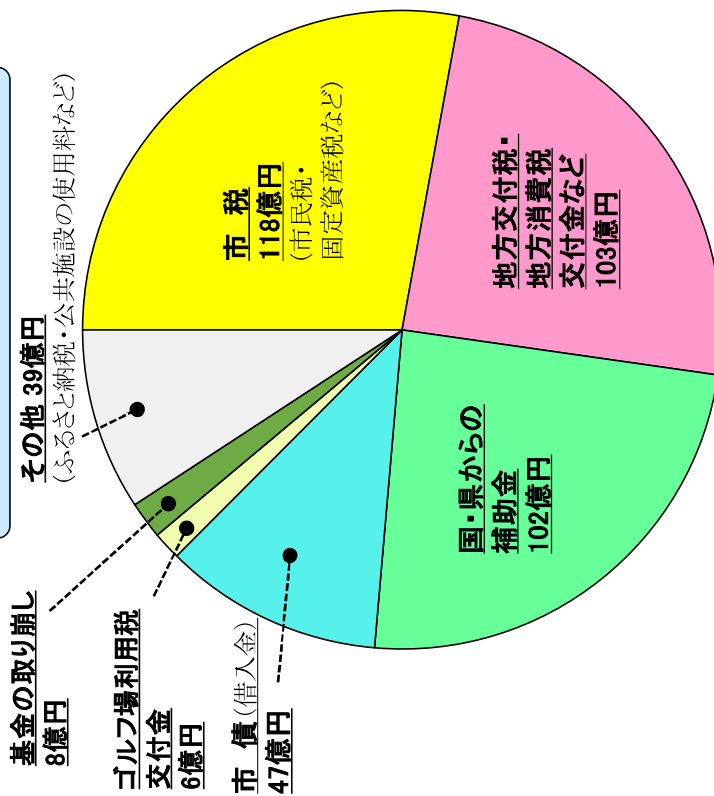
1 一般会計の決算総括

- 令和7年度の決算は、物価高騰による子育て世帯や低所得者等への給付金の支給や多世代交流施設「ヒトトキミギ」の整備など普通建設事業費の増加により、収入・支出ともに過去最大の規模となった。
- 人事院勧告に基づき給与改定や物価高騰により歳出が大きく増加し財源に不足が生じたため、令和6年度に続き財源補填のための基金4億円を取り崩した。
- 収入と支出の差引額は約3.5億円で、翌年度へ繰り越す財源を差し引いた実質的な収支は約1.8億円の黒字となった。

区 分	令和7年度 決算見込額 A	令和6年度 決 算 額 B	増 減 額 (A－B)
収 入 額 ①	422億5,561万円	391億715万円	31億4,846万円
(うち基金繰入額)	(8.0億円)	(14.2億円)	(△6.2億円)
支 出 額 ②	419億1,008万円	382億452万円	37億556万円
収支差引額 (①－②) ③	3億4,553万円	9億263万円	△5億5,710万円
翌年度へ繰り越す財源 ④	1億6,703万円	6億452万円	△4億3,749万円
実質収支額 (③－④) ⑤	1億7,850万円	2億9,810万円	△1億1,960万円

2 一般会計の決算内訳

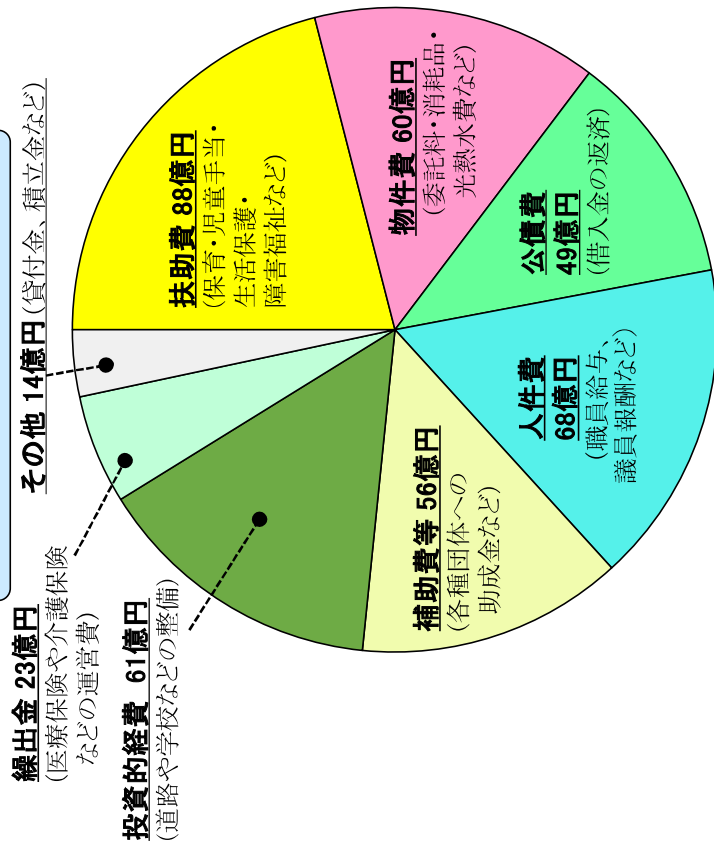
歳入 (423億円)



- 市税は、定額減税の終了や法人税の伸びなどにより、前年度から5.4億円増加
- 国庫支出金は、普通建設事業の事業費の増により、前年度から11.6億円増加
- 寄付金は、ふるさと納税寄付金が企業版ふるさと納税の減少により、前年度から8.9億円減少

決算の特徴

歳出 (419億円)



- 物件費は、児童生徒のタブレット端末更新事業や住民情報システム標準化事業などにより、前年度から5.9億円増加
- 普通建設事業費は、多世代交流施設「ヒトトキミキ」の整備やクリーセンター大規模改修などに係る事業費の増により、前年度から30.8億円増加
- 補助費等は、北播磨総合医療センター負担金の増などにより、前年度から1.2億円増加
- 人件費は、人事院勧告などにより前年度から2.0億円増加

3 一般会計の主な取組

○ 急激な物価高騰への対応

・省エネ家電への買い替えを促進（998万円）



・プレミアム付き商品券事業を支援（4,433万円）



・高校生世代の医療費を無償化（6,180万円）



・小・中・特別支援学校の学校給食費の食材価格高騰分を支援（9,801万円）※弁当持参者への助成含む



・住民税非課税世帯に給付金を支給（1,657万円）

・定額減税補足給付金（不足額給付）を支給
（2億6,328万円）

・介護サービス施設等に対し、光熱費などの価格高騰分を支援（319万円）

3 一般会計の主な取組

○教育のまちの推進、三木ブランドの魅力向上、安心して暮らせるまちづくりに関する取組

- ・団地再生事業～青山7丁目団地再耕プロジェクトの推進～（13億5,000万円）



- ・クリーンセンターの大規模改修（16億2,239万円）

- ・消防署吉川分署を移転、建替え（4億1,879万円）

- ・道の駅よかわの整備を実施（1億6,373万円）

- ・部活動の地域クラブへの展開を推進（521万円）



- ・公共施設の照明をLED化（1億981万円）※18も継続

- ・切れ目のない妊娠から出産・子育て支援の充実（4,567万円）

- ・デマンド型交通運行エリアの拡大（2,673万円）

- ・2025大阪・関西万博における金物驚の展示、地域資源のPRを実施（671万円）



- ・中小企業の職場環境改善および若手人材確保を支援（348万円）

- ・地域おこし協力隊による持続可能な農村地域の形成を推進（300万円）

- ・救急安心センター事業(#7119)を開始（221万円）

4 一般会計の市債残高と基金残高の推移

- 市債の残高は、既発債の償還額に対し、新規発行額が僅かに上回ったが、前年度と同程度の320億円となった。
- 基金の残高は、前年度決算剰余金の一部やふるさと納税寄附金など6.7億円を積み立てる一方、各種事業への活用や収支不足を補うため、財政基金や、減債基金、こころのふるさと三木応援基金などを合わせて8.0億円取り崩し、前年度と比較して1.3億円減少の65.2億円となった。



5 財政健全化指標

- 実質赤字比率・連結実質赤字比率は、黒字決算のため該当なし
- 実質公債費比率は7.3%で、前年度から0.2ポイント悪化
- 将来負担比率は23.3%で、前年度から7.7ポイント悪化
- 経常収支比率は94.6%で、前年度から1.9ポイント改善

(単位：%)

区 分	三 木 市			国の定める基準値	
	令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	差 引 (A-B)	早期健全化 基準	財政再生 基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	12.45	20.00
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	—	17.45	30.00
実 質 公 債 費 比 率 (3 か 年 平 均)	7.3	7.1	+ 0.2	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	23.3	15.6	+ 7.7	350.0	
経 常 収 支 比 率	94.6	96.5	△ 1.9		

「—」は、黒字決算のため該当なし

6 特別会計の決算

- 特別会計は、全会計が黒字決算
- 国民健康保険特別会計は、「三木市国民健康保険財政健全化計画」に基づく取組を行った結果、1.2億円の黒字
- 介護保険特別会計は、要介護認定者数の増加に伴い、介護給付費が前年度より1.6億円増加したため、基金を0.7億円取り崩した結果、0.2億円の黒字

区 分	令和7年度決算					(参考) 令和6年度 実質収支額
	収 入 額 (A)	支 出 額 (B)	収支差引額 (C=A-B)	翌年度へ 繰り越す財源 (D)	実質収支額 (E=C-D)	
国 民 健 康 保 険	83億6,039万円	82億4,191万円	1億1,848万円	0	1億1,848万円	2億 137万円
介 護 保 険	81億5,288万円	81億3,115万円	2,173万円	0	2,173万円	2,177万円
後期高齢者医療事業	18億7,358万円	18億3,124万円	4,234万円	0	4,234万円	4,321万円
学 校 給 食 事 業	3億 611万円	3億 576万円	35万円	0	35万円	2万円

7 企業会計の決算

- 水道事業会計は、一般家庭用の給水量の減少による水道料金収入の減少と委託料などの費用の増加により、当年度純損益は前年度より0.2億円少ない1.2億円の黒字
- 下水道事業会計は、家庭用の下水道使用料収入の減少と流域下水道負担金や資産減耗費の増加により、当年度純損益は前年度より0.5億円少ない0.3億円の黒字

区 分	令和7年度			(参考) 令和6年度 収 支 額
	収 入 額 (A)	支 出 額 (B)	収 支 額 (C=A-B)	
水道事業	収益的収支	17億1,531万円	15億9,488万円	1億2,043万円
	資本的収支	2億6,634万円	5億9,886万円	△ 3億3,252万円
下水道事業	収益的収支	23億4,796万円	23億1,870万円	8,199万円
	資本的収支	16億9,165万円	22億4,665万円	△ 5億4,726万円

(金額は税抜き)

(参考1) 北播磨総合医療センター企業団の決算

○ 燃料費等の物価や人件費等の上昇に伴う経費の増加により、経常損益は7.6億円、純損益は7.7億円の赤字となった。

○ 令和5年3月から看護師不足に伴い2病棟を閉鎖していた。看護師確保対策により令和6年3月から1病棟を再開したが、経常損益は7期連続の赤字となった。

区 分	令和 7年度 (A)	令和 6年度 (B)	増 減 (A-B)
病院事業収益	204.0億円	191.3億円	12.7億円
うち入院収益	119.3億円	114.4億円	4.9億円
うち外来収益	53.6億円	53.5億円	0.1億円
病院事業費用	211.8億円	200.3億円	11.5億円
うち給与費	97.2億円	89.8億円	7.4億円
うち材料料費	61.5億円	60.2億円	1.3億円
経常損益	△7.6億円	△8.9億円	1.3億円
純 損 益	△7.7億円	△9.0億円	1.3億円

(金額は税抜き)

項 目	令和 7年度 (A)	令和 6年度 (B)	増 減 (A-B)
入院	患者数 (1日当たり)	334.8人	317.2人
	平均単価	98,032円	99,353円
外来	患者数 (1日当たり)	1,013.9人	1,030.2人
	平均単価	21,898円	21,308円
			590円

(参考2) 財政健全化の取組（令和7年度実績）

- 「三木市財政健全化計画」（計画対象期間：令和4年度～令和8年度）に基づき、令和7年度の取組実績効果額は総額で4億6,850万円、計画と比較して1億7,258万円下回った。

	令和7年度の取組効果額		
	実績(A)	計画(B)	差引(A-B)
収入の確保	1億2,388万円	2億5,340万円	△1億2,952万円
支出の削減	3億4,462万円	3億8,768万円	△4,306万円
計	4億6,850万円	6億4,108万円	△1億7,258万円

- 令和7年度は収入の確保及び支出の見直しを合わせて「49」の取組を実施。
（詳細は、本概要の附属書類「令和7年度 三木市財政健全化計画取組実績報告書」を参照）

	主な取組内容	取組効果額
収入の確保	ふるさと納税（寄附金）	8,229万円
	市税の徴収率の向上	4,190万円
支出の削減	一般会計から国民健康保険特別会計への赤字補填のための繰出金の廃止	1億9,449万円
	市民福祉年金の廃止	5,645万円

「取組効果額」は、財政健全化の取組前（令和3年度決算）との比較による。

(参考3) 財政健全化の取組（中間評価）

- 令和4年度～令和7年度の4か年の取組実績効果額の累計は19億5,815万円となったが、計画と比較すると1億1,210万円下回った。財政健全化計画の4か年の実績としては、概ね計画通り。

		令和4年度～ 令和6年度の 取組効果額の累計	令和7年度の 取組効果額	令和4年度～ 令和7年度の 取組効果額の累計
収入の 確保	実績(A)	6億4,422万円	1億2,388万円	7億6,810万円
	計画(B)	6億9,880万円	2億5,340万円	9億5,220万円
	差引(A-B)	△ 5,458万円	△ 1億2,952万円	△ 1億8,410万円
支出の 見直し	実績(A)	8億4,544万円	3億4,462万円	11億9,005万円
	計画(B)	7億3,038万円	3億8,768万円	11億1,805万円
	差引(A-B)	1億1,506万円	△ 4,306万円	7,200万円
計	実績(A)	14億8,966万円	4億6,850万円	19億5,815万円
	計画(B)	14億2,918万円	6億4,108万円	20億7,025万円
	差引(A-B)	6,048万円	△ 1億7,258万円	△ 1億1,210万円

- 第2期財政健全化計画を令和8年度中に策定し、基金の減少を抑えながら財源を確保する。加えて、将来のまちづくりに必要となる新たな施策を推進する。

- 令和6年度に引き続き赤字補填のために財政基金及び減債基金の取崩しを行ったものの、歳入の増加が歳出の増加を上回ったことで、令和6年度と比較して取崩額は減少。
- 今後の財政収支の見通しは、国の経済財政状況を踏まえると、物価高騰や人件費の上昇などにより、歳入及び歳出ともに増加するものの、歳出の増加が歳入の増加を上回り、基金の減少が進むことが見込まれる。

令和 8 年度 9 月補正予算（案）（追加分）の概要

三木市では、令和 7 年度より県の重点対策加速化事業の交付金を活用し、「住宅用太陽光発電設備等導入補助事業」を実施しています。

9 月 9 日に、県より当該事業に関する補助金の追加配分の通知があったことを受け、住宅用太陽光発電設備等の導入支援に係る経費について補正予算を編成しました。

1 予算の規模

(単位：千円)

会 計 名 (補正号数)	補正前の額	補正額	計
一 般 会 計 (第 4 号)	39,837,844	2,925	39,840,769

2 補正予算（案）の内容

住宅用太陽光発電設備等の導入を支援【県補助】

2,925 千円

[市民生活部 環境政策課]

2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、県が国の採択を受け重点対策加速化事業の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用し、住宅用の太陽光発電設備及び蓄電池の設置に係る費用の一部を支援している同補助金を増額し、再生可能エネルギーの導入を促進します。

補助金名	対象	補助額	件数
三木市自家消費型 住宅用太陽光発電 設備等導入補助金	太陽光発電設備	70 千円／kW ※上限 5kW(350 千円)	5 件
	蓄電池	1/3 (上限 141 千円／kWh) ※上限 5kWh (235 千円)	